令和６年度介護サービス事業者集団指導

｢運営指導における主な指導事項｣ナレーション原稿

**サービス名：「介護医療院」**

**第１スライド**

「介護医療院」の皆様、こんにちは。埼玉県福祉監査課です。皆様方におかれましては、日ごろの介護サービスのご提供、並びに運営指導へのご協力、誠にありがとうございます。

　この運営指導ですが、介護サービス事業者等の育成、支援を目的として行っており、いわゆる｢監査｣とは異なるものです。埼玉県内の介護サービスの向上のため、事業者の皆様には、今後ともご協力をお願いいたします。

　さて、これからご説明する、｢主な指導事項｣は運営指導を行った際に見受けられた問題点、指導事項です。これらの問題点について具体的に詳しく見ていきます。

　それでは、始めます。

**第２スライド**

まず「身体的拘束等の適正化」についてです。

サービスを提供する当たり、生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行ってはなりません。

施設においては、身体的拘束等の適正化についての対策を検討する「身体的拘束等適正化検討委員会」を３か月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者への周知徹底を図る必要があります。

また、身体的拘束等適正化のための指針の整備、介護職員その他の従業者に対する研修の実施が求められています。

１点目として、身体的拘束等の適正化のための指針には、「施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方」や「身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項」などを盛り込むことが定められていますが、こうした必要事項が指針に盛り込まれていない事例がありました。

２点目として、身体的拘束等の適正化のための研修を年２回以上定期的に実施したことが記録されていない事例がありました。

３点目として、緊急やむを得ない場合に行う際に、その態様及び時間、入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録していない事例がありました。

**第３スライド**

次に「施設サービス計画の作成」についてです。

施設サービス計画の内容について、利用者の同意を得ていない事例がありました。

**第４スライド(最終スライド)**

次に「事故発生の防止及び発生時の対応」についてです。

「事故発生の防止のための指針」について、必要な項目が盛り込まれていない事例がありました。

　以上が、運営指導における主な指導事項です。皆様振り返っていかがでしょうか？ご自身の事業所に該当する項目はありませんでしたか？もし、該当する項目があれば、改善をお願いします。

　動画はこれで終了となります。ご覧いただいた内容を参考にしていただき、今後も適切な事業所運営をお願いいたします。ご視聴ありがとうございました。